

京都市告示第304号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年8月23日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
岩倉126号線	左京区岩倉長谷町1207番地の10地先から	旧	メートル 16.00	メートル 6.00
	同町1207番地の11地先まで	新	16.00	6.01
嵯峨経3号線	右京区嵯峨広沢北下馬野町8番地地先から	旧	40.80	3.40 ~ 3.60
	同町8番地の4地先まで	新	40.80	4.00 ~ 6.00
醍醐緯17号線	伏見区醍醐新町裏町53番地の5地先から	旧	17.00	4.90 ~ 5.90
	同区醍醐御陵西裏町1番地の61地先まで	新	17.00	5.02 ~ 6.30

(建設局土木管理部道路明示課)